



artKYOTO2020 ギャラリーズ 出展申込書

p.1	artKYOTO2020 概要 ギャラリーズ 募集要項
p.2	お申し込み方法
p.3~6	出展申し込みフォーム

一般社団法人 アート東京
〒106-0041 東京都港区麻布台1-9-12 飯倉台ビル4F
Tel. 03-5797-7912 Fax. 03-5797-7913
e-mail: gallery@artkyoto.com
<http://artkyoto.com>

2020年7月20日発表

artKYOTO2020
2020年11月5日（木）～11月8日（日）

ギャラリーズ セクション 申込締切
2020年8月28日（金）

artKYOTO2020 概要

【主催】 artKYOTO実行委員会（京都市／一般社団法人アート東京／株式会社電通）

【企画・制作】 artKYOTO Living History制作委員会

【会期】 2020年11月5日（木）～11月8日（日）

《招待日》 11月5日（木）

	プレスビュー	13:00～14:00
	プライベートビュー	14:00～16:00
	ベルニサージュ	16:00～20:00
《一般会期》	11月6日（金）	11:00～20:00
	11月7日（土）	11:00～20:00
	11月8日（日）	11:00～17:00

【会場】 元離宮二条城 二の丸御殿台所・御清所（京都府京都市中京区二条通堀川西入二条城町541）

【展示セクション】 ギャラリーズ：コマーシャルギャラリー／美術商による出展セクション（約30軒）

ギャラリーズ 募集要項

「ギャラリーズ」は、古今の優れた美術品を扱うコマーシャルギャラリー／美術商を対象とした、artKYOTOのメインセクションです。様々な時代、表現形態の作品をジャンルを越えて来場者に知って頂けるよう、会場構成の分けはいたしません。

申請書類をもとに、artKYOTOセクションコミッティが審査を行い、出展者を決定致します。

【ブースサイズ及び出展料】

【出展料＝ 基本出展料 20万円＋ブース料（1ユニットあたり45万円）＋消費税】

ユニット数	平米数（注1）	金額（税込）	基本照明灯数
1	9.0㎡	715,000円	3
1.5	13.5㎡	962,500円	5
2	18.0㎡	1,210,000円	6
2.5	22.5㎡	1,457,500円	8
3	27.0㎡	1,705,000円	9
3.5	31.5㎡	1,952,500円	11

注1) ブース面積は壁芯で算出されます。壁の厚みで多少の増減が生じます。ブースの位置及び形状はお選び頂けません。予めご了承ください。

◆出展料に含まれるもの

- ・ ブース内側占有及び壁面（内側）
- ・ 照明（基本照明灯数に準ずる）
- ・ 出展者名サイン
- ・ artKYOTO特設サイトでのギャラリー紹介、作品紹介
- ・ VIPカード
- ・ 入場券
- ・ 出展者タグ
- ・ 制作物一式(ポスター・チラシなど)

お申し込み方法

artKYOTOウェブサイト内の出展申込ページから、申請フォームに必須項目をご入力いただきますと、ご登録メールアドレスにPDFが送付されます。

そちらをプリントアウトし、ご署名、ご捺印の上、期日までに以下送付先迄ご郵送ください。

※オンラインでのお申し込みが難しい場合は、本出展申込書3~6ページの手書き用フォームをご使用ください。

出展申込ページ：<https://artkyoto.jp/gallery/applicants/info>

※以下のいずれかの項目に該当する方のお申し込みは受付することができません。

- ・申込者がアーティストやキュレーター個人の場合
- ・申込者が貸しギャラリー業務を行っている場合

【提出物】

オンラインでお申し込みの場合：

- ①ご署名ご捺印済みのお申込書（ご登録メールアドレスに送付されたPDFを印刷）

手書きでのお申し込みの場合

- ①ご署名ご捺印済みのお申込書（本申込書3~6ページを両面印刷）
- ②artKYOTO2020出展予定作家・作品に関する資料（詳細は本申込書7ページをご参照ください）

artKYOTO2020 ギャラリーズ 申込締切：2020年8月28日（金）必着



御送付宛先／御問合せ先

〒106-0041 東京都港区麻布台1-9-12 飯倉台ビル4F
artKYOTO Living History制作委員会 ギャラリーリレーションズ
Tel. 03-5797-7912 / Fax. 03-5797-7913 e-mail: gallery@artkyoto.com

基本情報

【ギャラリー／美術商名】	(日)	
	(英)	
【出展名】 (※上記と異なる場合)	(日)	
	(英)	
【ディレクター氏名】	(日)	
	(英)	

【ギャラリー／美術商店舗住所 1】	(〒 -)
	TEL - - Eメール @
【ギャラリー／美術商店舗住所 2】 (※上記店舗以外の店舗がある場合)	(〒 -)
	TEL - - Eメール @
【ギャラリー／美術商店舗住所 3】 (※上記店舗以外の店舗がある場合)	(〒 -)
	TEL - - Eメール @

【ギャラリー／美術商紹介文】 (500字以内)

(日)

(英)

【取り扱い作家】

作家名		出生地	生没年
(日)	(英)		

【自社スペースでの展示歴】

会期		展示タイトル	展示作家
2019年	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
2020年	月		
	月		
	月		
	月		

【アートフェア出展歴】

出展年	アートフェア名
2018年	
2019年	
2020年	

artKYOTO実行委員会 御中

申込ブースサイズ _____ ユニット

出展料 【 m² : 円】 ※消費税込

出展料に含まれているもの: ブース内側占有及び壁面(内側) / 照明(基本照明灯数に準ずる) / 出展者名サイン / artKYOTO特設サイトでのギャラリー紹介、作品紹介 / VIPカード / 入場券 / 出展者タグ / 制作物一式(ホスカーニ: チラシなど)
 ※内容は後に変更することがあります。 ※平米数はブース位置や形状、当日の施工作业により多少の誤差が生じます。

【artKYOTO2020 ブース展示企画】

【テーマ・タイトル】	
【企画概要】 (300字以内)	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

【artKYOTO2020 出展作家】 (各出展作家の略歴を本「ギャラリーズ申込書 兼 同意書」と共にご郵送ください)

作家名		出生地	生没年
(日)	(英)		

【artKYOTO2020 出展予定作品画像】

(6点まで、作家名・作品タイトル・制作年・メディウム・サイズ・エディション(あれば)・画像クレジットを明記の上、本「ギャラリーズ申込書 兼 同意書」と共にご郵送ください)

【法人名】		【設立年】		年
【法人代表者名】		【郵便物送付先】 (〒 -)		
【TEL】	-	-		
【FAX】	-	-		
【HP】				
【代表Eメール】	@			
【担当者名】		【担当者Eメール】	@	
		【担当者日中連絡先携帯電話等】	-	-

ギャラリーズ申込書 兼 同意書 3/4

※次ページにて、出展規約の内容をご確認頂き、ご署名・ご捺印ください。

出展規約

1. (申込み) 申込者は、「artKYOTO2020」の申込みに際しては、Web申込フォームを利用し、その指示に従うか、「ギャラリーズ申込書 兼 同意書」(以下、「申込書」という)に正確に記入し、必要な資料を添付した上で、申込者本人による有効な署名押印をした上で、締切(2020/8/28)までに、artKYOTO実行委員会(以下、「主催者」という)まで申込書を送付する。
2. (出展審査) 主催者は、申込者から提出された申込書を元に審査を実施し、出展者及び出展場所(ブース位置)を決定する。(審査内容は開示しない。)
3. (出展契約の成立) 主催者による出展審査の後、主催者より出展承認書が申込者に送付された時点で、主催者と申込者の間に「artKYOTO2020」の出展契約が成立し、本出展規約、出展料、主催者が決定する出展場所(ブース位置)、出展期間等の内容につき、自動的に合意したものとす。申込者は、出展場所、ブースの広さ等、主催者による決定事項につき、何ら異議を申し立てることはできない。
4. (出展義務) 申込者は、主催者との間に出展契約が成立した後は出展者となり、出展者は出展契約(本出展規約を含む)に従い、「artKYOTO2020」に出展する義務を負う。出展者は「artKYOTO2020」において、自己の名義において販売を行う。
5. (指示・関連イベント等) 出展者は「artKYOTO2020」の実施・運営等に際しては主催者の指示に従うとともに、主催者が「artKYOTO2020」に関連して実施するイベントに可能な限り参加・協力する。
6. (設営等) 出展者は、主催者が当該出展者に使用を認めた出展場所(ブース位置)において、自らの責任・費用負担にて設営・展示・販売等を行う。但し、主催者や周囲に危険や迷惑を及ぼす行為はしてはならない(特に火気厳禁、危険薬品・物品の搬入禁止)。
7. (譲渡等の禁止) 出展者は、相手方が他の出展者であるか第三者であるかを問わず、出展小間の一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換、使用許諾等することは出来ない。
8. (出展料の支払義務) 出展者は、主催者に対して、出展料として、基本出展料20万円と出展場所の広さに応じたブース料金並びにこれらに消費税を加えた金額の合計額を、出展承認書に記載された期日までに、振込先口座に振り込んで支払う。振込手数料は出展者の負担とする。
【振込先口座 みずほ銀行 銀座支店(035) 普通 4073528 汙】 アートウヰョウ】
9. (出展料の不返還) 出展料はいかなる理由であれ、返還しない。
10. (出展者からの解約申し出) 出展者が出展契約の解約を申し出た場合も、出展者が既に支払った出展料は返還しない。解約申し出をする出展者が未だ出展料を支払っていなかった場合には、理由のいかんを問わず、出展者は主催者に対して違約金として、以下の金額を支払う。
 - ・ 出展承認書送付時点から2020/09/30までの解約 出展料の50%の金額
 - ・ 2020/10/01以降の解約 出展料の100%の金額
11. (撤収命令) 出展者が、「artKYOTO2020」及び主催者がこれに関連して実施するイベントにおいて、以下のような危険・迷惑行為を行った場合、事前・開催当日を問わず、主催者は出展者に当該行為の改善を求め、これに出展者が従わない場合には、出展者に当該行為・出展等の即時中止もしくは撤収を命じることがある。
 - (1) 危険行為(特に火気厳禁、危険薬品・危険物品の搬入禁止)
 - (2) ブース外通路の使用により、他の出展者あるいは来場者に迷惑を及ぼす行為・展示
 - (3) その他、社会通念に照らして、品位に欠けたり、公序良俗に反する行為・展示
12. (免責) 主催者は、出展者の設営・工作物等を原因として生じた事故・ケガ等、及び出展作品に対する盗難や破損につき、一切責任を負わない。
13. (撤収) 出展者は、「artKYOTO2020」公開終了後は、速やかに自己の責任・費用負担にて設営や展示物の撤去を行い、出展場所を撤収して原状に復した上で主催者に引き渡さなければならない。主催者は、出展者による撤去・撤収作業が遅れた場合、自ら撤去・撤収することが出来、これに要した費用を出展者に請求することが出来る。
14. (解除・損害賠償) 主催者は、次の場合、出展者との間の出展契約を解除することが出来る。この場合、主催者から出展者に対する損害賠償請求を妨げない。
 - (1) 主催者の信用を毀損する行為があった場合
 - (2) 主催者や来場者に危険や迷惑を及ぼした場合
 - (3) 主催者の指示に従わない場合
 - (4) 贓物の販売、著作権を侵害する行為、その他犯罪に該当する行為があった場合
 - (5) 本規約で定める事項に違反した場合
 - (6) 出展者が反社会的勢力ないしはその関係者であった場合
 - (7) 主催者との信頼関係が破壊された場合
 - (8) その他、主催者との出展契約を継続し難い事由があった場合
15. (保険) 出展者は自らの責任と費用負担において、必要な保険への加入を検討する。
16. (準拠法と専属管轄) 主催者と出展者の間の法律関係を律する法は日本法とし、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

2020年4月改訂

上記の規約に同意し、「artKYOTO2020」への出展を申し込みます。 2020年 月 日

【法人名及び出展名】

【代表者署名及び捺印】

代表印